

Ⅲ. 令和7年度公益目的支出計画実施報告

日本蚕糸学会は、平成25年1月4日に一般社団法人に移行しました。移行に伴い、移行前に保有していた財産を公益目的財産として適切に管理し、その支出が完了するまでの間は毎年度、内閣府に公益目的支出計画実施報告を行う事とされています。

公益目的支出計画実施報告書は、監事による監査を受け理事会の承認を経たのちに社員総会において報告し、さらに3月末までに内閣府に提出する必要があります。以下、令和7年度の本学会公益目的支出について報告いたします。

記

1. 事業内容

継1 学術講演会の開催

事業収入：学術講演会参加費等

事業支出：学術講演会開催費用等

継2 会誌の刊行

事業収入：論文投稿料・別刷り代等

事業支出：会誌印刷費等

2. 公益目的財産

算定日：平成25年1月3日

財産額：24,211,720円

公益目的支出計画完了予定：令和14年12月31日

当初計画より早く令和7年度12月31日に完了

3. R7年度の公益目的収支

前事業年度末日の公益目的収支差額 (a) 22,804,291円（計画：16,058,040円）

当該事業年度の公益目的支出の額 (b) 5,826,311円（計画：7,029,540円）

当該事業年度の実施事業収入の額 (c) 4,182,178円（計画：5,932,000円）

当該事業年度の公益目的収支差額 (a+b-c) 24,448,424円（計画：17,155,580円）

4. 公益目的支出計画完了について

当該事業年度の公益目的収支差額が、公益目的財産額を236,704円上回ったことから、当該事業年度で公益目的支出が完了したと考えられる。このことから、内閣府に対して公益目的支出計画の実施が完了したことの確認請求を行う予定である。

以上